

社団法人 日本雪氷学会北海道支部規程の改正について

1. 改正理由

これまで、支部と本部間の情報共有および密な連絡体制等を目的として、本部理事 2 名を支部理事にすることとしていた。しかし、当初想定していた 2 名の支部推薦の本部理事とは別に、本部理事会推薦により支部会員が本部理事となり（例えば、支部から雪氷編集委員長が選出される場合など）、3 名以上の本部理事が支部から選出される場合がある。このため、支部理事を兼ねる本部理事は 2 名以内とし、支部推薦の本部理事が支部理事を兼ねることとしたい。

2. 改正内容

改正前	改正後
(役員) 第 6 条 本支部につきの役員を置く。 支部理事 20 名以内 (うち、支部長 1 名、本部理事 2 名) 支部監事 2 名	(役員) 第 6 条 支部につきの役員を置く。 支部理事 20 名以内 支部監事 2 名
(役員を選出) 第 7 条 支部の理事・監事は、支部総会において、支部会員の中から選任する。 2 本支部会員である本部理事は、本部理事の任期中、支部理事を兼務する。	(役員を選出) 第 7 条 支部の理事・監事は、支部総会において、支部会員の中から選任する。 2 支部推薦の本部理事は、本部理事の任期中、支部理事を兼務する。